

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2017年6月26日 |
| 【会社名】 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 北沢 利文 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3212-6211 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部文書グループリーダー 菊池 徹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3212-6211 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部文書グループリーダー 菊池 徹 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 49,690,160,391円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2017年6月26日付で、第74期有価証券報告書（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）を提出いたしました。これに伴い、2017年4月28日付で提出した有価証券届出書を訂正する必要が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 [追完情報]

第四部 [組込情報]

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

第1 事業等のリスクについて

当社に係る事業等のリスクにつきましては、後記第四部 [組込情報] に記載の有価証券報告書（第73期）および半期報告書（第74期中）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、変更その他の事由は生じておりません。なお、当該有価証券報告書および半期報告書に記載の事業等のリスクには将来に関する事項が含まれておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記第四部 [組込情報] に記載の有価証券報告書（第73期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（記載省略）

第3 最近の業績の概要

2016年度の当社の連結貸借対照表および連結損益計算書は以下のとおりであります。なお、2015年度の連結貸借対照表および連結損益計算書についても参考表示しております。

連結貸借対照表（記載省略）

連結損益計算書（記載省略）

（訂正後）

第1 事業等のリスクについて

当社に係る事業等のリスクにつきましては、後記第四部 [組込情報] に記載の有価証券報告書（第74期）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、変更その他の事由は生じておりません。なお、当該有価証券報告書に記載の事業等のリスクには将来に関する事項が含まれておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

全文を削除

第3 最近の業績の概要

全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類を組込情報として本有価証券届出書に添付しております。

| | | |
|---------------|---|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度（第73期） 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日 | 2016年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度（第73期） 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日 | 2016年8月12日 関東財務局長に提出 |
| 半期報告書 | 事業年度（第74期中） 自 2016年4月1日 至 2016年9月30日 | 2016年11月24日 関東財務局長に提出 |

（以下、記載省略）

（訂正後）

次に掲げる書類を組込情報として本有価証券届出書に添付しております。

| | | |
|---------|--|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度（第74期） 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日 | 2017年6月26日 関東財務局長に提出 |
|---------|--|-------------------------|

（以下、記載省略）

独立監査人の監査報告書

2017年6月26日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 荒川進 |
|--------------------|-------|-----|

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 出澤尚 |
|--------------------|-------|-----|

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 原田優子 |
|--------------------|-------|------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月26日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 荒川 | 進 |
|--------------------|-------|----|---|

| | | | |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 出澤 | 尚 |
|--------------------|-------|----|---|

| | | | |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 原田 | 優子 |
|--------------------|-------|----|----|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。